

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	食物栄養学科				
実施方法	① 通学（ 昼間 ）				
指定講座番号(15桁)	210015	—	2510011	—	9
講座の創設年月日 年 月 日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 令和10年 3月 31日まで	過去一 年の講 座実 績	入講者数(- 人) ※新規指定のため	修了者数 (- 人) ※新規指定のため	
訓練期間	24 ヶ月		総訓練時間	1,525 時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		☒ 業務独占資格・名称独占資格（ 栄養士 ） ☐ 職業実践専門課程（ ） ☐ キャリア形成促進プログラム（ ） ☐ 専門職大学院（ ） ☐ 職業実践力育成プログラム（ ） ☐ 情報通信技術関係資格（ ） ☐ 第四次産業革命スキル習得講座（ ） ☐ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ）			
		教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 フードスペシャリスト資格、フードサイエンティスト資格、 栄養教諭二種免許、司書、秘書士、社会福祉主事任用資格			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		本学が定めた卒業要件を満たしたうえで、栄養士免許取得に必要な50単位以上を修得していること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		集団給食施設、病院、福祉施設、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、企業内食堂等			
2. 教育訓練の内容					
教科（カリキュラム）					時間
別紙資料 青森中央短期大学 食物栄養学科 訓練内容(カリキュラム)の通り					1,525 時間
※使用教材はシラバス参照のこと(本学HPより閲覧可)					
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		なし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		下記の(1)～(3)のいずれかに該当する者。 (1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び卒業見込みの者。 (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者。 (3)学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及びこれに該当する見込みの者。			
③その他					

〔 特 記 事 項 〕

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数（2024年度卒業生数）	42	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	—	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	—	人	受験率(③/②)	—	%
④ ③のうち合格者数	—	人	合格率(④/③)	—	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	38	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
(2) 受講修了者による講座の評価等			※今年度より新規指定のため、(2)については空欄のままとする		
① 回答者総数		人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人			
	2 非正社員、派遣社員	人	②A: 就業者計		
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 非就業	人	②B: 非就業者計		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	人			
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	人			
④ 受講後の就業形態	1 正社員	人	④A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 非就業者	人			
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)		
	2 1割以上3割未満増加した	人			
	3 1割未満増加した	人			
	4 変わらない	人			
	5 1割未満減少した	人			
	6 1割以上3割未満減少した	人			
	7 3割以上減少した	人			
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	⑥の回答数合計		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 早期に転職・再就職できる	人			
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	人			
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	人			
	7 趣味・教養に役立つ	人			
	8 その他の効果	人			
	9 特に効果はない	人			
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1)に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		GPA(科目成績平均値)を用いて学生の到達度を図っている。また、学修歴証明書である「主要科目習熟度証明」を各学期の成績確定後に配付し、分野ごとの習熟度や全体の中の相対的な位置を示している。更に、外部アセスメントとして、栄養士実力認定試験により学修成果の評価・把握に活用している。			

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)		各科目において、出席率66％(2/3)以上、授業計画書(シラバス)に記載されている成績評価による。補講・追試は事由により認める場合がある。	
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		各科目ごとに設定された成績評価方法および成績評価基準に基づき、評価が合格(60点以上)の者に対して単位を認定する(学則第12条、第16条)。1年次から2年次の進級には、卒業の要件として修得すべき単位数のうち20単位以上を修得し、かつ科目成績平均値が1.25以上でなければならない(進級規程第2条)。	
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		各科目において、出席率66％(2/3)以上、授業計画書(シラバス)に記載されている成績評価による。補講・追試は事由により認める場合がある。食物栄養学科が定める授業科目より62単位以上を修得しなければならない。学長は所定の授業科目を履修し、所定の単位数を修得した者については、卒業を認定する(学則第18条、第20条)。	
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		GPA(科目成績平均値)を用いて学生の到達度を図っている。また、学修歴証明書である「主要科目習熟度証明」を各学期の成績確定後に配付し、分野ごとの習熟度や全体の中の相対的な位置を示している。更に、外部アセスメントとして、栄養士実力認定試験により学修成果の評価・把握に活用している。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		クラスアドバイザー制を取り入れ、履修・成績についての指導・助言等ができる体制を整えている。また、専任教員はオフィスアワーを設定しており、学生からの質問に対して確実に対応できる時間を設けている。	
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例：資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		・キャリア支援センターを設置し、就職に関わる相談を随時受け付けている。 ・年に複数回のキャリア支援セミナーを実施し、職業意識の向上と職業観の醸成を図っている。 ・学内ポータルサイトに求人情報を掲示し、随時閲覧できるように環境を整備している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名		学校法人 青森田中学園 (代表者名： 石田 憲久)	
住所及び連絡先		青森県青森市横内字神田12番1 TEL 017-728-0131	
施設名称及び施設長名		青森中央短期大学 (施設長：山田 順子)	
住所及び連絡先		青森県青森市横内字神田12番地 TEL 017-728-0121	
苦情受付者	氏名 石田 智久 所属 事務局 学事担当	事務担当者	氏名 工藤 由佳子 所属 事務局 学務課
連絡先	TEL 017-728-0121	連絡先	TEL 017-728-0121
専門実践教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,588,050 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		250,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		1,338,050 円 (第1期 402,800 円 第2期 275,000 円 第3期 385,250 円 第4期 275,000 円 うち、必須教材費 円)
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		688,330 円
	① 任意の教材費(税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円
	③ 施設維持費(税込額)		540,000 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		148,330 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		2,276,380 円

別紙

教育訓練の内容（カリキュラム）

施設の名称： 青森中央短期大学

講座の名称： 食物栄養学科

整理 番号	区分		科目名	時間数	単位数
1	演習	コ モ ン ベ ー シ ッ ク ス	英語 I	30	1
2	演習		情報処理演習 I	30	1
3	演習		キャリアプランニング	30	1
4	演習		探究の基礎	30	1
5	演習		研究活動の基礎	30	1
6	講義	リ ベ ラ ル ア ー ツ	人間とスポーツ	30	2
7	演習		郷土と文化	30	1
8	講義		法学	30	2
9	講義		データサイエンス・AI基礎	30	2
10	講義	専 門 科 目	食事計画論	30	2
11	講義		調理学	30	2
12	実習		基礎調理学実習	45	1
13	実習		調理学実習 I	45	1
14	実習		調理学実習 II	45	1
15	講義		食品学 I	30	2
16	講義		食品学 II	30	2
17	実験		食品学実験	45	1
18	講義		食品衛生学	30	2
19	実験		食品衛生学実験	45	1

別紙

教育訓練の内容（カリキュラム）

施設の名称： 青森中央短期大学

講座の名称： 食物栄養学科

整理 番号	区分		科目名	時間数	単位数
20	講義	専門科目	給食管理	30	2
21	実習		給食管理実習Ⅰ	45	1
22	実習		給食管理実習Ⅱ	90	2
23	実習		給食管理校外実習	40	1
24	講義		基礎栄養学	30	2
25	講義		応用栄養学	30	2
26	実習		応用栄養学実習	45	1
27	講義		臨床栄養学Ⅰ	30	2
28	講義		臨床栄養学Ⅱ	30	2
29	実習		臨床栄養学実習	45	1
30	講義		栄養指導論Ⅰ	30	2
31	講義		栄養指導論Ⅱ	30	2
32	実習		栄養指導論実習	45	1
33	講義		公衆栄養学	30	2
34	講義		社会福祉概論	30	2
35	講義		公衆衛生学	30	2
36	講義		解剖生理学	30	2
37	実験		解剖生理学実験	45	1
38	講義		生化学	30	2
39	実験		生化学実験	45	1

別紙

教育訓練の内容（カリキュラム）

施設の名称： 青森中央短期大学

講座の名称： 食物栄養学科

整理 番号	区分		科目名	時間数	単位数
40	講義	専 門 科 目	病気の成立ちと症状	30	2
41	講義		運動生理学	30	2
42	演習		特別研究	60	2
計				1525	66

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。